

改正地方自治法の「国の指示権」に対する慎重かつ適切な行使を求める意見書

改正地方自治法は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」に国民の生命保護に必要な対策を国が地方自治体へ指示できる「指示権」を創設することを主としている。

本改正は、昨年12月に地方制度調査会からの答申を法制化したもので、2020年の新型コロナウイルス感染拡大時に、大型客船内で集団感染した際に、当時の個別法では想定外の事態であったため、国が必要な指示を自治体へ出せなかつたことで、患者を搬送することが難航したことを教訓に、「大規模な災害、感染症のまん延などの国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」に、国が自治体へ指示を出せるように地方自治法を改正するべきとの答申に基づき、大規模な災害、感染症のまん延など「国民の生命等の保護のために特に必要な場合」で、かつ個別法で対応できない場合に、閣議決定を経て国は自治体へ指示することができるとしている。

しかし、当該指示の要件は抽象度が高く、法定受託事務だけではなく、自治事務にも適用可能なもので、指示の対象事務の範囲は相当広いものになり、指示の政治的性格を強めるだけだ。修正により、後に「国会に報告」するものとされたが、権限濫用の歯止めとして十分とはいえない。また、この指示権は自治体の事務処理を待たず、そのため事務処理が適法・違法であるかを問わず、国が判断し指示することを認めるもので、住民に身近な自治体よりも、国の方が適切な判断を下せるという不適切な前提に立っている。

万が一の備えという観点からはその必要性を否定するものではないが、曖昧な要件の下では将来的に解釈が拡大され、指示行使権の裁量が際限なく広がり、恣意的な地方自治体への介入につながるおそれがある。民主主義の根幹をなす地方自治や対等を原則とする国と地方の関係性を変容する可能性をはらむものである。

今回の法改正では、国と地方公共団体の対等な関係は維持し、国が指示権を行使する際は、事前に対象となる地方公共団体の意見の聴取に努めるといった附帯決議も付されたことから、地方公共団体の実情を適切に踏まえた運用が求められている。

よって、政府において地方公共団体の自主的・自立的な運営を担保するため、附帯決議を踏まえ、事前に地方公共団体との協議、調整を十分に行うなど、国の地方公共団体に対する指示権を慎重かつ適切に行使するよう強く要請する。

上記については、地方自治法第99条の規定により意見書として関係機関へ提出するものとする。